

平成29年度 日本語教育大会

平成29年8月26日(土)

外国人児童生徒等教育の現状と課題

文部科学省初等中等教育局国際教育課

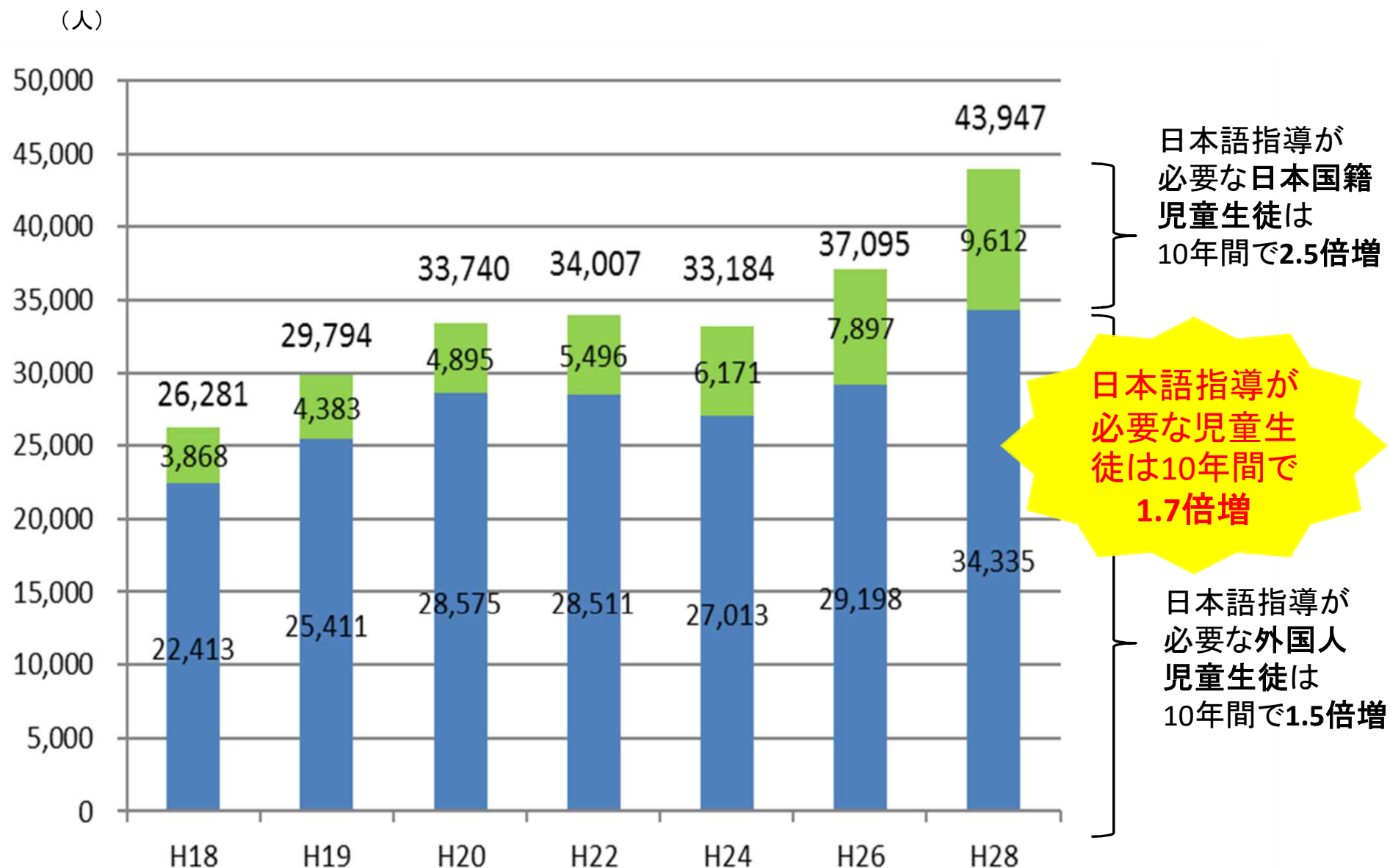


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

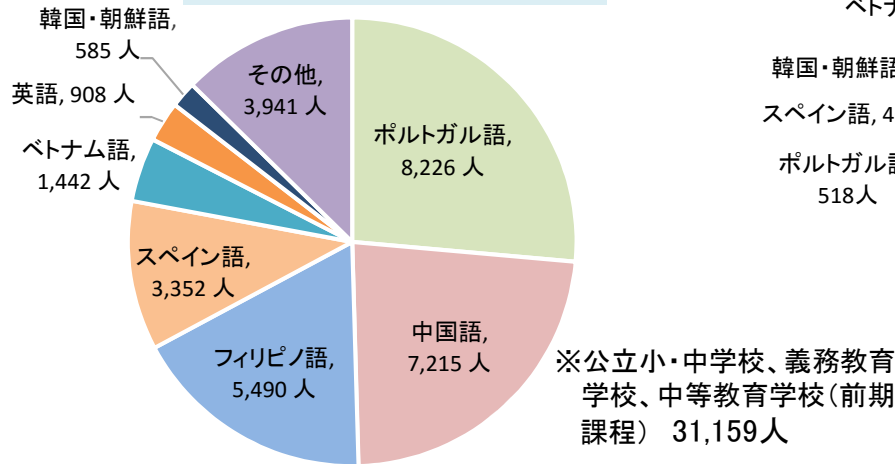
(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



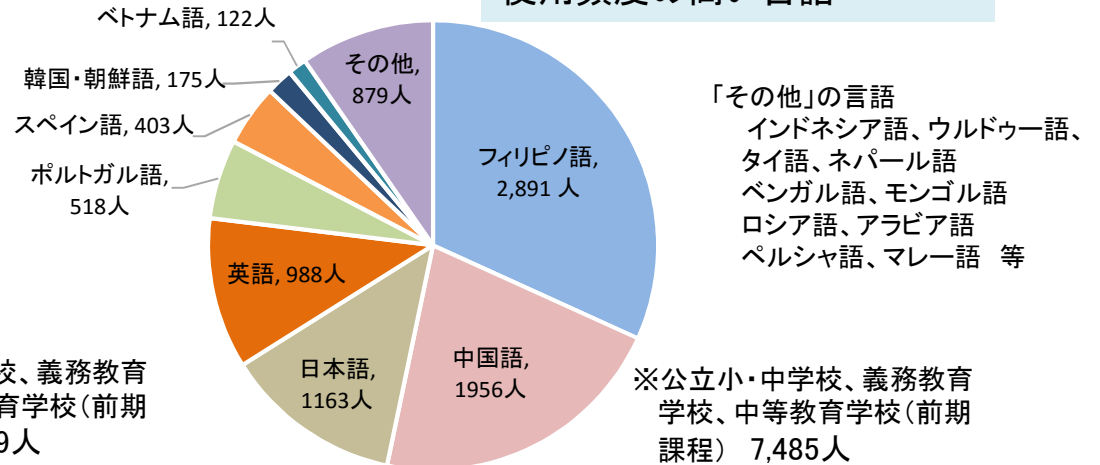
帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

外国籍児童生徒の母語



日本国籍児童生徒の比較的使用頻度の高い言語

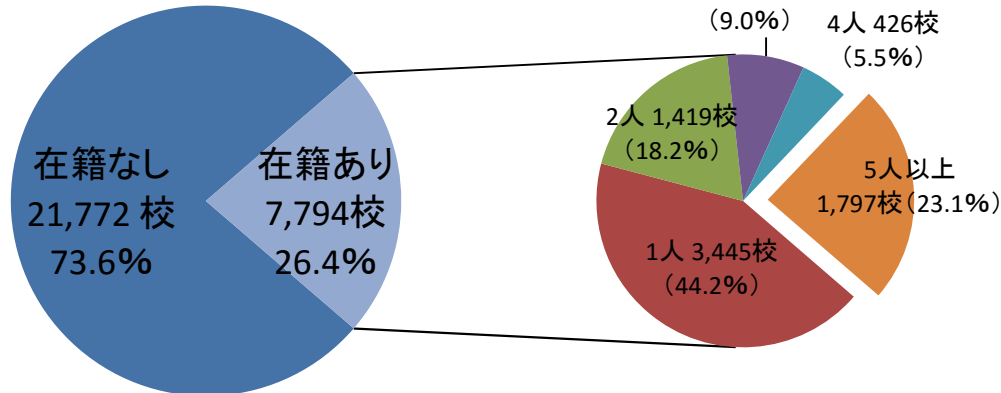


② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

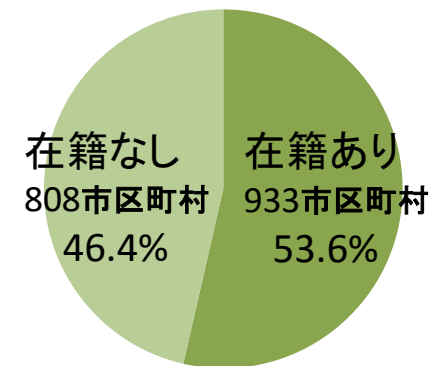
【日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数・市町村数】

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する公立小・中学校数

(公立小・中学校 29,566校)



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数



「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」の結果より

次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実

【義務教育費国庫負担金】 平成29年度予算:1兆5,248億円(対前年度▲22億円) ※教職員定数の増減は、平成29年度単年の増減
 (・教職員定数の改善 +19億円(+ 868人) ・部活動手当の改善等 +3億円 ・教職員の若返り等による給与減 ▲ 88億円)
 (・教職員定数の自然減等 ▲89億円(▲4,150人) ・部活動運営適正化による部活動手当の減 ▲3億円 ・人事院勧告の反映による給与改定 +136億円)

- ・ **義務標準法改正(平成29年4月施行)**。平成29年度～38年度の10年間で、**加配定数**(平成28年度約6万4千人)の**約3割を基礎定数化**。これにより、
 - 地方自治体による、教職員の**安定的・計画的な採用・研修・配置に寄与**。
 - **発達障害等の児童生徒への障害に応じた特別の指導(通級による指導)や、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、教員の「質」の向上に必要な研修体制を充実**。
- ・ **加配定数の増(395人)**により、小学校における専科指導等に必要な教職員定数を充実。

基礎定数 (学級数等に応じて算定。算定基準を義務標準法に規定。)
+473人 (少子化等に伴う定数減▲4,150人)

10年間で段階的に実施

- **障害に応じた特別の指導(通級による指導)の充実 +602人**
 - 1対13(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対16.5*)
 - 加えて、へき地や対象児童生徒の少ない障害種(弱視等)への対応のため**加配定数を措置**(現在の1割)。
 - ※基礎定数化に伴う「政策減」(特別支援学級から通級指導への移行)として、▲150人
- **外国人児童生徒等教育の充実 +47人**
 - 1対18(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対21.5*)
 - 加えて、散在地域の対応のため**加配定数を措置**(現在の1割)。
- **初任者研修体制の充実 +75人**
 - 1対6(対象教員)の割合で措置 (現状 1対7.1*)
 - (※いずれも平成28年度推計値)
- **指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化 ▲101人(**)**
 - 約41,000人のうち約9,500人を基礎定数化。
 - (**児童生徒数の減少に伴う減)

義務標準法の改正により追加

基礎定数化

加配定数 (政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえて配分。)
+395人

特別支援教育	—	
児童生徒支援	いじめ・不登校等への対応 貧困等に起因する学力課題の解消	+25人 +50人
	統合校・小規模校への支援	+75人
研修等定数	アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善	+10人
	※既存の枠内で「先導的実践研究加配」として50人確保	
養護教諭、栄養教諭等		+10人 +10人
事務職員	+50人 (共同学校事務室等、共同事務実施体制の強化)	
指導方法工夫改善	小学校専科指導の充実	+165人

給与関係:土日の部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、部活動手当(4時間程度)を3,000円→3,600円等(予算総額±0円)

【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援
・課外での指導・支援 等

文部科学省における帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策について 1

○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置

従来、外国人児童生徒等教育を担当するための教員を加配定数により予算の範囲内で措置してきたが、法律を改正し、特別の教育課程により日本語指導を行う児童生徒18人に対し1人の割合で教員定数を確実に措置できるよう、平成29年度から10年間で段階的に基礎定数化を図ることとした。

また、基礎定数化後においても、散在地域に対応するため、現在の1割程度の加配定数を引き続き措置することとしている。



○帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業

(平成29年度予算額:260百万円)

(1) 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業[平成29年度実施自治体数64]

帰国・外国人児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する。

(2) 定住外国人の子供の就学促進事業(新規)[平成29年度実施自治体等数24]

不就学になっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体の取組を支援する。

○日本語指導者等に対する研修の実施

独立行政法人教職員支援機構において、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。

(年1回、4日間、標準定員100名)

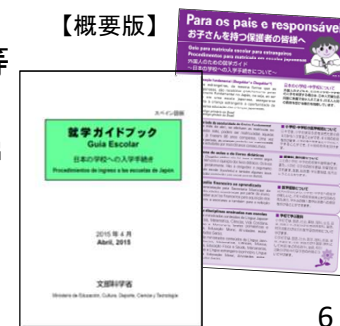
○就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成26年度改訂)。

教育委員会・在外公館等に配布したほか、不就学となっている外国人の子どもの就学をより一層促進するため、法務省地方入国管理局において、「就学ガイドブック」概要版を配布。

文部科学省ホームページにも掲載している。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm



文部科学省における帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策について 2

○日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施

有識者会議の意見を踏まえ、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26年1月14日に公布、4月1日より施行。

○外国人児童生徒の総合的な学習支援事業(平成22～24年度)

1

『外国人児童生徒受入れの手引き』

～外国人児童生徒の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン～

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

H23.3 配付

2

情報検索サイト「かすたねっと」

～教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト～

サイト リンク →www.casta-net.jp/

H23.3 開設

3

『外国人児童生徒のためのJSL対話型 アセスメント～DLA～』

～日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの～

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

H26.3 配付

4

『外国人児童生徒教育研修マニュアル』

～教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの～

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

研修プログラム検索サイト →http://crie.u-gakugei.ac.jp/jsl_search2/

H26.3 配付

外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)

（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄）

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。